（建築基準法施行規則の一部改正）

第二条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（確認申請書の様式）			（確認申請書の様式）		
第一条の三　（略）			**第一条の三**　（略）		
一～四　（略）			一～四　（略）		
一　（略）			一　（略）		
二			二		
	(い)	(ろ)		(い)	(ろ)
		図書の種類			図書の種類
(一)～(七十一)	（略）		(一)～(七十一)	（略）	
(七十一)	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物	港湾法第四十条第一項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	(七十一)	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	
		当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項			当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項
(七十二)	駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第百七条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物	駐車場法第二十条第一項又は第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	(七十二)	駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条の規定が適用される建築物	駐車場法第二十条第一項又は第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書
		当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項			当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
(七十三)～(九十)	（略）		(七十三)～(九十)	（略）	